

令和5年度岡崎市立小中学校におけるアレルギー対応検討懇談会会議録	
開催日時	令和6年2月29日(木) 午後1時30分～午後3時00分
開催場所	岡崎市福祉会館2階 201号室
委員	出席者：小原 淳、瀬尾智子、水野周久、渡邊由香利、宮城島 萌、 内山彩由実、中立 香、伊藤将生、北井実恵、林美佐子、梅村綾子
事務局	教育委員会事務局学校指導課 課長：熊谷清一、学事保健係係長：市川暁仁、 専門主事：榊原万由美、主査：加藤考明 教育委員会事務局教育政策課 学校給食センター所長：宮瀬和之、学校給食センター所長補佐：川合弘晃 給食施策係係長：尾崎 諭、主査：林 裕美
傍聴者	なし
会議次第	議題1 「学校における食物アレルギー対応の手引き」の改訂について 議題2 食物アレルギー発症事例について 議題3 学校の取り組みにおける問題点、今後の課題について
議事要旨	
－ 開会 －	
<p>○進行(学校指導課 市川)</p> <p>本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。 ただいまより、「令和5年度岡崎市立小中学校におけるアレルギー対応検討懇談会」を開会します。 会議の開催にあたり、本日の会議は公開となりますのでお知らせします。 傍聴者についてご連絡します。 本日、午後1時15分から午後1時30分まで、本会議の傍聴の申込の受付を行ったところ、傍聴の希望はありませんでした。 それではよろしくお祈りいたします。</p> <p>議題1 「学校における食物アレルギー対応の手引き」の改訂について</p> <p>○事務局</p> <p>それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。議題1『「学校における食物アレルギー対応の手引き」の改訂について』、事務局からご説明いたします。</p> <p>(事務局説明 説明者：学校指導課 榊原専門主事、教育施策課 林主査)</p> <p>○事務局(榊原)</p> <p>私の方から、学校指導課に関わる改訂部分の説明をさせていただき、後に給食施策係の林の方から、教育政策課担当分に関する説明をさせていただきます。 資料の2ページをご覧ください。発刊から10年が経過し、様々な点で修正が必要となってきました。 項目3にて、主な変更点をまとめてございますが、学校指導課の担当分については、大きな流れにおいての変更はありません。 特に説明させていただきたい部分ですが、項目の(4)、「教室での対応と注意事項」について、改訂案の18ページをご覧ください。</p>	

保護者から提出された献立表と学校でチェックしたもののダブルチェックをおこなうという点、こちらは新たに追加させていただきました。

その他は様式において若干の変更があります。ご確認の上、ご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○事務局（林）

続きまして、給食施策係の林からご説明いたします。教育政策課係関係の変更として、

(1)「西部学校給食センターにおける除去食の開始」を新たに追加させていただきました。別紙1をご覧ください、対象校、対象料理、調理工程、今後のスケジュール等をご確認ください。

(2)として、木の実類の取り扱いを変更しました。別紙2「岡崎市学校給食食物アレルギー対応者一覧」をご覧ください。

近年、木の実類に対するアレルギーをもつ子供が増加しており、令和6年4月から新たにピスタチオ、ペカンナッツ、ヘーゼルナッツ、マカダミアナッツ、ブラジルナッツを不使用とします。

(3)として、様式「学校給食食物アレルギー等対応申請書」を改訂し、乳糖不耐症やI型糖尿病等、アレルギー以外の対応について明記しました。

(4)は、食物アレルギーチェックリストのみ申請する場合においても、添付書類として学校生活管理指導表を提出する運用としました。従来、学校のみへの提出としていましたが、教育政策課でも内容の確認を行うため、運用を変更させていただいたものです。

(5)対応を中止する場合の手続きにつきましては、年度の切替え時であっても届け出をしていただくこととしました。これは中止の内容を確認するためと継続申請漏れを防ぐためでございます。

(6)その他、詳細な献立・原材料表に基づいた献立表の確認方法の例、Q&A、保護者向け説明資料等も追加させていただいております。

変更点につきましては以上でございます。ご意見などよろしくお願いいたします。

#### ○事務局

議題1について、ご意見、ご質問等よろしくお願いいたします。

#### ○渡邊委員

対応を中止する場合について、すべての対応を中止する際には学校生活管理指導表を必要としないという理解でよろしいですか？

#### ○事務局

学校生活管理指導表は対応を要する際に作成されるものと認識しておりますので、お見込みのとおりです。

#### ○渡邊委員

保護者が虚偽の申告をする可能性はありませんか。実際に保護者から、アレルギーが続いているにも関わらず対応を解除してもらいたい旨の相談を受けることがあります。また、保護者が児童生徒の状態について正確に理解していない場合もあります。正式に医師から対応解除の承認をもらった方が良いのではないのでしょうか。

学校生活管理指導表は保険適用となっており、これは、学校と必要な時に密に連絡を取るためと理解しています。患者についての必要な情報を学校に提供することは我々医師の義務と思っていますので、必要な情報は受け取っておくべきと考えます。

○水野委員

医師の判断として食物制限をしているのですから、解除の際にも医師の判断を証するものが必要と考えます。

○事務局

ありがとうございました。対応を中止する場合も主治医作成の学校生活管理指導表を必要とする形に戻す方向で検討させていただきます。

○小原委員

食物アレルギーは疾患として認定されており、かかりつけ医や主治医が存在し、書類等も明確に定められておりますが、その他、好悪に起因する給食の忌避等について、対応を明確にしておく必要があると考えます。

○事務局

医師の診断に基づく対応としています。食物アレルギー以外にも、乳糖不耐症や自閉症等による過敏性がある場合についても診断書の提出により対応をしています。

乳糖不耐症の場合に、診断書ではなく、学校生活管理指導表に記載される病院がいくつかあります。診断書は保険適用ではなく、学校生活管理指導表と扱いが異なるものですが、学校生活管理指導表に乳糖不耐症の記載をすることに関して、ご意見があればお願いいたします。

○渡邊委員

学校生活管理指導表はアレルギーについて記載するものであるが、アレルギーと乳糖不耐症がある場合に併記する場合があります。乳糖不耐症は診断書へ記載するというように決めていただければそのようにします。対応を統一した方が公平なのでよいと思います。

○水野委員

アレルギー以外の疾患については診断書に記載するということであれば、明確に定めた方が医師にもわかりやすいと思います。

○事務局

学校生活管理指導表について、食物アレルギーがある場合に乳糖不耐症を併記することは問題ないことを確認しました。食物アレルギー以外の疾患のみの場合は診断書に記載するということで統一してまいります。

(その他意見・質問なし)

議題2 食物アレルギー発症事例について

○事務局

それでは議題2「食物アレルギー発症事例について」、榊原主事からからご説明いたします。

○事務局（榊原）

資料7ページをご覧ください。今年度発生した発症事例は1件のみとなります。チェック漏れにより、乳製品アレルギーを持つ生徒が「ハムとチーズのはさみ揚げ」を誤食して

しまい、救急搬送に至った事例となります。発生した学校においては、チェック体制や現場対応について再度確認、再発防止の取り組みを行ったとの報告を受けております。

続いて9ページをご覧ください。令和5年度食物アレルギー児童生徒の状況になります。ご覧のとおり、エピペン所持者は年々増加しており、今年度は189人となっております。学年別状況、原因食物の状況、エピペンの保管場所については資料記載のとおりです。

○事務局

議題2について、ご意見、ご質問等よろしくお願ひいたします。

○事務局（指導課長）

よろしければ、事務局から委員の皆様に、発作時における現場での対応についてご教授いただきたいと思ひます。

対応マニュアルの24ページ、「緊急時の対応」（2）適切な場所の確保として、「なるべく保健室に移動させる」という記載がありますが、同時に「歩かせることを避ける」、「重症時にはその場で救急処置を行う」との記載もあります。現場が対応に迷う可能性もあるため、記載方法についてご意見いただけますでしょうか。

○渡邊委員

学校に担架が標準で配備されているということであれば、担架による保健室への搬送は適切と考えます。また、症状が軽度の場合には、歩いて移動させることも可と考えます。「緊急度が高い症状の場合は移動させない」とあるので、現在の記載で特段の問題はないかと思ひます。

○水野委員

記載方法として、経過観察の場合と、重篤状態が現れて救急搬送を考える場合、分けて表記するとわかりやすいのではないのでしょうか。

○北井委員

気分が悪くなった児童生徒をトイレに連れて行ってしまふケースもありますが、バケツなど用意し、その場で対応を行うように明記する必要もあるのではないのでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。ご意見、参考にさせていただきます。

○渡邊委員

同ページの赤字追記部分、「直ちにエピペンを打つ」とありますが、症状の出ていない状態でエピペンを使用しても効果はありません。エピペンは15分程度で代謝されてしまふ、いざ症状が出た時に対応できなくなってしまうので、修正願ひます。

○事務局

ありがとうございます。修正いたします。

○渡邊委員

エピペンの使用については、必ず様式7「緊急時個別対応マニュアル・経過記録票」に従った対応を願ひします。気道系の症状について判断に迷う場合は、重篤よりに判断すればよいかと思ひます。

○瀬尾委員

先程問題になりました緊急時の移動の件も、この経過記録票を参照すれば判断に迷わないと思います。

○事務局

ご意見ありがとうございました。

(その他意見・質問なし)

議題3 学校の取り組みにおける問題点、今後の課題について

○事務局

それでは議題3「学校の取り組みにおける問題点、今後の課題について」、榊原主事からご説明いたします。

○事務局（榊原）

資料10ページをお願いします。

(1) 学校生活管理指導表について：給食において提供されることがない蕎麦やピーナッツに対するアレルギーを持つ児童生徒について、現在は学校生活管理指導表の提出を求めている学校もありますが、校外活動等、給食以外でこれらの食品に接する可能性もあるため、すべての食物アレルギーを持つ児童生徒について提出を求めるべきだという意見がありました。

(2) 山の学習について：山の学習にて提供される食品についても、今後、アレルギーのない食品を提供してもらえよう、少年自然の家に申し入れるべきではないかという意見がありました。

(3) 食物アレルギー対策に関する業務について：食物アレルギー対策に関する業務量が多く煩雑であり、特に大規模校で遂行に困難をきたしているとの意見があります。業務の効率化、省力化についてご意見をいただきたいと思います。

(4) 食物アレルギー対応についての説明会の開催について：今回、手引きの改訂を行いました。これを機に食物アレルギー対応についての説明会を開催してもらいたいとの意見がありました。例年、新任保健主事研修の場でアレルギーについての説明を学校指導課にて行っておりますが、給食施策係からもご出席いただき、各学校1名以上参加の上で説明会を開催したいと考えております。

以上、いずれの課題についてでも結構です。ご意見をいただきたいと思います。

○事務局

山の学習の食事について現状を説明いたします。カレールーについては、現在給食で使用されるものと同じもの（卵・乳不使用、小麦粉使用）を使用しています。学校によっては小麦粉不使用のルーを使用するなど、個別に対応しています。食事内容については、事前に食料表を学校へ渡し、必要に応じて豚カツはソテーに、唐揚げは片栗粉で作るなど、可能な範囲で対応を行っているとのこと。

○事務局

議題3について、ご意見、ご質問等よろしくお願ひいたします。

○渡邊委員

大豆アレルギーの児童の場合、保護者が弁当を用意し、現地で温めて食べる、等の対応

を行った例も聞いています。カレールウについても、小麦粉不使用のカレールウの持ち込みを拒否されたケースもあったとのことで、学校によって対応がまちまちになっているのではないのでしょうか。市で統一したルールを定める必要があるものと考えます。

校外活動の話も先程出ていましたが、行事ごとに対応のポイントをまとめたものを作成できないでしょうか。今年聞いた例では、社会科の授業で学区の商店を訪れた際にお土産をもらったり、現地でお菓子をもらい、その場で食べることもある、という話で、つまり保護者も教員も知らないところで食品に触れる可能性があるということです。他に、食品工場の見学といった活動でもアレルギー物質に触れる可能性はあります。

#### ○事務局

ありがとうございます。どうしても給食にのみ目が行ってしまっている部分がありますので、校外活動でどのような自体が発生するか、そういった点にも想像力を働かせて、マニュアルの作成等、検討させていただきたいと思います。

#### ○北井委員

学校の立場から伺います。生活管理指導表の作成を依頼した場合、「牛乳を\*\*mlまで可」のような、規格外の記載がされていて、保護者からここまで食べさせて欲しいと言われてしまうことがあります。学校生活管理指導表の記載方法について周知していただくことは可能でしょうか？

#### ○事務局

マニュアルの11ページ、12ページをご覧ください。今回の改訂で赤字の部分を追加しました。こちらを主治医の先生にご覧いただければ、二者択一的で作成していただけるかと思います。

#### ○渡邊委員

「牛乳を\*\*mlまで可」という記載は「\*\*mlまで飲める程度のアレルギーである」という意味で記載しています。二者択一は前提条件であり、「飲用牛乳のみ除去」以外の「牛乳を\*\*mlまで可」の記載については、誤食した際の重症度を測るための目安と考えてください。「牛乳を\*\*mlまで飲ませても良い」という意味ではありませんので、先生方にはよくご承知おきいただきたいと思います。保護者の方でも誤解している方もみえますので、保護者の方から少しでも飲ませたい、食べさせたい、という要望があっても断るべきです。

#### ○北井委員

食物アレルギー対策に関する業務の効率化、省力化についてなにかお知恵はいただけないでしょうか。

#### ○事務局

次回の研修会の場合など、多くの養護教諭が参加する場で意見交換の場を持ちたいと考えています。

#### ○中立委員

以前、私が勤務していた学校では、管理職、役職の方がシステム化を図っており、うまく行っていたことがあります。名前と顔写真を貼ったタッパーで除去食を管理する等、多くの職員がひと目で理解し対応できるような仕組みが必要だと思います。

○事務局

お子さんをお預かりしている以上、お子さんの安全が第一です。保護者の方との献立表のダブルチェックを欠かさずに行うことは必須と思います。一人の職員に責任と業務を集中させるのではなく、学校という組織全体で、多くの職員で共有して対応を行うよう、管理職側に伝えさせていただきます。

○渡邊委員

果物の口腔アレルギー症候群のように症状が軽く、子供が自己管理ができると判断した場合、学校生活管理指導表は給食管理不要と記載しています。

症状の程度に応じて対応に差をつけることで、より必要な対応を充実させることができるのではないのでしょうか。

(その他意見・質問なし)

○事務局

それでは次第3「その他」としまして、この場で話し合っておきたいことがありましたらお願いします。

○事務局（宮瀬給食センター所長）

私からご報告させていただきます。資料13ページの「牛乳パックの形状変更について」でございます。本誌で提供している牛乳パックについて、今年度9月から変更となっております。納入業者の機械変更に伴い、また、SDG's、脱プラスチックの観点から、写真の通りに形状変更となりました。

本市のほか、西尾市、幸田町、東三河なども同じパックに変更しております。

新しいパックはストローレスに対応しており、パックに直接口をつけて飲むものですが、ストローを使用して飲むことも可能です。

ただし、飲み口を開けるのに多少力が必要であったり、傾けすぎると中身がこぼれやすくなっておりますので、特に小学校1年生には配慮が必要になるかと思えます。

牛乳アレルギーの児童生徒のためにも、学校の実情に応じて柔軟にご対応いただきますよう、お願いしています。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、一時的に牛乳パックのリサイクル及びストローの分別回収も中止しておりましたが、新型コロナウイルスの5類移行に伴い、パックの形状変更と時期を同じくして、牛乳パックのリサイクル及びストローの分別回収を再開させていただきました。牛乳パックのリサイクルについては、パックを洗浄、解体、乾燥させるという作業が必要になりますが、牛乳アレルギーの児童生徒の所属するクラスにおいては、リサイクルの取りやめ、洗浄する手洗い場の指定など、柔軟な対応をお願いしているところです。

○渡邊委員

エピペンの使用例について報告がありましたが、他に誤食の事例はありますか。

○事務局

軽度の事例は何件かございます。

○渡邊委員

どういった場合に誤食が起こりやすいのか等、実際の事例を分析すれば、チェック体制の効率化、省力化にもつながるのではないのでしょうか。

○事務局

ご意見、ありがとうございます。

(その他意見・質問なし)

○事務局

全体を通して、何かご質問、ご意見がありましたらお受けします。

(意見・質問なし)

○事務局

他に無いようですので、これをもちまして「令和5年度岡崎市立小中学校におけるアレルギー対応検討懇談会」を閉会します。

－ 閉会 －